

◎新潟県告示第609号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年5月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 黒部柏崎線
- 2 供用開始の区間
柏崎市春日三丁目字高畑1621番から同市春日二丁目字砂畑1603番まで
- 3 供用開始の期日 令和6年5月13日